

第 6 6 回 税 理 士 試 験 所 得 税 法

●はじめに

〔第一問〕の理論については、いずれも本年度の予想出題論点として注目され、対策していた論点からの出題であったため、ある程度の解答を作成できた受験生が多かったと思われる。

〔第二問〕の計算については、総合計算問題と個別計算問題が出題され、問題資料のボリュームが若干少ない問題であり、出題論点としては基本論点からの出題が多かったため、ケアレスミスをせず、どれだけ得点を積み上げられたかがポイントとなるであろう。

Z-66-C〔第一問〕解 答

問 1 平成28年5月某日、あなたは、居住者Aから、「近日、海外に移住する予定だが、平成28年分（以下「本年分」という。）の所得について所得税の手続は何か必要か。」との質問を受けた。

あなたは、これに対してどう答えるべきか、次の点についてそれぞれ説明しなさい。

- 1 仮に居住者Aが、納税管理人の届出をすることなく海外に移住する場合に、本年分の所得税に係る手続について、確定申告の種類ごとに概要を説明しなさい。

（注）「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」に関することは説明する必要はありません。

- 2 居住者Aが海外に移住する際、有価証券等の資産を所有等している場合に、適用される所得税の課税の特例（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）の概要について説明しなさい。

なお、説明に当たっては、納税管理人の届出の有無による相違点、当該特例が適用除外となる要件及び当該特例の適用がなかったものとしてできる場合についても併せて説明しなさい。

（注）「納税猶予」及び「減額措置」に関することは説明する必要はありません。

I 出国の場合の確定申告

納税管理人の届出をすることなく国内に住所及び居所を有しないこととなる場合（海外に移住する場合）には、所得税法上の出国に該当する。

1 確定所得申告（法127①）5

居住者は、その年分の課税標準の合計額が所得控除額の合計額を超える場合において、各課税標準から所得控除額を控除した後の金額を各課税所得金額とみなして計算した所得税額の合計額が配当控除額及び年末調整に係る住宅借入金等特別税額控除額との合計額を超えるときは、第3期において、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならないが、居住者が年途中で出国する場合において、その年分の所得税についてその申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その出国の時までに、税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならない。

2 還付を受けるための申告（法127②）4

居住者は、確定所得申告に規定する申告書を提出すべき場合及び確定損失申告に規定する申告書を提出することができる場合を除き、その年分の所得税につき所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額若しくは予納税額があるため、これらの金額の還付を受ける場合には、税務署長に対し、

確定申告書を提出することができるが、居住者が年途中で出国する場合において、その年分の所得税についてその申告書を提出することができる場合に該当するときは、税務署長に対し、確定申告書を提出することができる。

3 確定損失申告（法127③）4

居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合等に該当する場合において、その年の翌年以後において純損失若しくは雑損失の繰越控除の適用を受け、又は純損失の繰戻しによる還付を受けようとするときは、第3期において、税務署長に対し、確定申告書を提出することができるが、居住者が年途中で出国する場合において、その年分の所得税についてその申告書を提出することができる場合に該当するときは、その出国の時までに、税務署長に対し、確定申告書を提出することができる。

4 出国後の申告納付等（法166）1

出国後の所得について確定申告が必要となるときは、改めて、第3期に確定申告を行い、その際に、出国時に納付した所得税額を控除する。

5 復興特別所得税（復財法17）1

所得税の確定申告書を提出する者は、併せて復興特別所得税申告書を提出しなければならない。

II 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例

1 内 容（法60の2）8

(1) 国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。）をする居住者が、国外転出の時に、有価証券等を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、国外転出時に、次のそれぞれの金額により、その有価証券等の譲渡があったものとみなす。

① 納税管理人の届出をした場合等

国外転出時におけるその有価証券等の価額相当額

② ①以外の場合

国外転出予定日の3月前の日（同日後に取得した有価証券等は、取得時）におけるその有価証券等の価額相当額

(2) 国外転出をする居住者が、国外転出時において未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引（以下「未決済取引等」という。）がある場合には、その者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算については、国外転出時に、未決済取引等を決済したものとみなして一定の方法により計算した利益の額又は損失の額相当額が生じたものとみなす。

2 適用除外（法60の2）2

この規定は、次の者には適用しない。

- (1) 国外転出時に有している有価証券等又は未決済取引等（以下「対象資産」という。）の国外転出時等における金額の合計額が1億円未満である居住者
- (2) 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である居住者

3 この規定がなかったものとしてすることができる場合（法60の2）6

次のそれぞれの対象資産は、この規定がなかったものとしてすることができる。

- ① その個人が、国外転出の日から5年（又は10年。以下②及び③において同じ）以内に帰国（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有することとなることをいう。以下同じ。）をした場合……帰国時まで引き続き有している対象資産

- ② 国外転出の日から5年以内に対象資産を贈与により居住者に移転した場合

……その移転した対象資産

- ③ 国外転出の日から5年以内に対象資産の相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）による移転があった場合において、同日までに、その相続人等の全てが居住者となったときなど

……その移転した対象資産

4 是正手続 4

- (1) 修正申告の特則（法151の2）

国外転出の日の属する年分の確定申告書を提出し、又は決定を受けた者は、国外転出の日から5年（又は10年）以内に帰国をした場合その他一定の場合により、その申告書等に係る課税標準等又は税額等が過少であるときは、その帰国等をした日から4月以内に、税務署長に対し、修正申告書を提出することができる。

- (2) 更正の請求の特則（法153の2）

国外転出の日の属する年分の確定申告書を提出し、又は決定を受けた者は、国外転出の日から5年（又は10年）以内に帰国をした場合その他一定の場合により、その申告書等に係る課税標準等又は税額等が過大であるときは、その帰国等をした日から4月以内に、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

問2 居住者が有する事業の遂行上生じた債権以外の債権について、その回収が不能となった場合における所得税法上の取扱いについて説明しなさい。

I 雑所得の基因となる元本債権 (法51④) 4

居住者の雑所得の基因となる貸付債権の回収不能による損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の雑所得の金額（この規定適用前の金額）を限度として、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

II 収入金額に係る債権 (法64①、令180) 5

その年分の各種所得の金額（事業所得の金額を除く。）の計算の基礎となる収入金額又は総収入金額（不動産所得又は山林所得を生ずべき事業から生じたものを除く。）の全部又は一部が回収不能となった場合には、その回収不能額に対応する部分の金額は、その各種所得の金額の計算上なかったものとみなす。

（注）なかったものとみなされる金額

次に掲げる金額のうち最も低い金額とする。

- ① その回収不能額
- ② その回収不能額に係る収入金額が生じた年分の課税標準の合計額
- ③ ②の計算の基礎とされる各種所得の金額

III その他の債権 1

上記 I 及び II 以外の債権の回収不能による損失の金額は、原則として、考慮されない。

IV 保証債務の履行に伴い資産を譲渡した場合の求償権の特例 (法64②③) 4

- (1) 保証債務を履行するため資産（棚卸資産等を除く。）の譲渡があった場合において、その履行に伴う求償権（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の遂行上生じたものを除く。）の全部又は一部が行使不能となったときは、その行使不能となった金額は、上記 II の回収不能額とみなして、上記 II の規定を適用する。
- (2) この規定は、確定申告書等に一定の事項の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

V 更正の請求 (法152) 1

上記 II 又は IV の損失が、申告又は決定があった後に生じた場合には、その損失発生日の翌日から 2 月以内に税務署長に対し更正の請求をすることにより適用する。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点が付されていないため、解答のボリューム等を考慮して、問1を35点、問2を15点の配点としています。

▶合格ライン◀

いずれも対策していた論点からの出題であったため、解答範囲を限定し、かつ、正確な記述ができたかどうかのポイントになるであろう。

合格ラインは、問1が23点前後、問2が11点前後、合格確実ラインは、問1が27点前後、問2が13点前後と考えられる。

▶解答への道◀

〔問1について〕

納税管理人の届出をすることなく海外に移住する場合は、所得税法上の出国に該当するため、設問1の「本年分の所得税に係る手続」については、「出国する年分の確定申告」について解答することになる。

設問2では、国外転出時課税のうち、居住者が国外に転出する場合の譲渡所得等の特例について説明する。問題文の指示に従い、納税管理人の有無による相違点（転出時の価額又は転出予定3ヶ月前の価額）について触れつつ、適用除外及び特例の適用がなかったものとしてすることができる場合について説明する。なお、特例の適用がなかったものとしてすることができる場合について説明することが要求されているため、あわせて、関連する是正手続（修正申告及び更正の請求）についても説明する必要がある。

〔問2について〕

事業上以外の債権の回収不能が問われているため、雑所得の基因となる元本債権、収入金額に係る債権、その他の債権及び保証債務の履行に伴い譲渡した場合の求償権の特例について説明する。

なお、更正の請求についても解答が必要となる。

Z-66-C [第二問] 解 答

問 1

1 各種所得の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
不動産所得 20,867,311	1 総収入金額 ① 賃貸料収入 $28,800,000 + 534,000 - 76,000 = 29,258,000 \quad [2]$ ② 更新料収入 $900,000$ ③ 共益費収入 $576,000 + 24,000 - 4,000 = 596,000 \quad [2]$ ④ 合計 ①から③の合計 30,754,000 2 必要経費 ① 租税公課 $926,400 + 308,800 = 1,235,200 \quad [2]$ ② 損害保険料 $42,600$ ③ 修繕費 $312,600$ ④ 借入金利子 $582,391$ ⑤ 水道光熱費 $183,627$ ⑥ 仲介手数料・管理料 $2,944,000$ ⑦ 減価償却費 イ 建物 $132,275,800 \times 0.9 \times 0.022 = 2,619,061$ ロ 給排水設備 $206,480 < 5,162,000 \times 5\% \quad \therefore \text{均等償却}$ $(5,162,000 \times 5\% - 1) \times \frac{1}{5} = 51,620 \quad [2]$

	ハ アスファルト舗装 a $927,800 \times 0.9 \times 0.100 = 83,502$ b $92,780 - 927,800 \times 5\% = 46,390$ c $a > b \therefore 46,390$ 2 ニ ノートパソコン $259,200 < 300,000 \therefore 259,200$ 2 ホ 合 計 イからニの合計 2,976,271 ⑧ 専従者給与 960,000 2 ⑨ 貸倒引当金繰入額 0 2 ⑩ 必要経費合計額 ①から⑨の合計 9,236,689 3 青色申告特別控除前の所得金額 $30,754,000 - 9,236,689 = 21,517,311$ 4 青色申告特別控除額 $21,517,311 \geq 650,000 \therefore 650,000$ 2 5 所得金額 $21,517,311 - 650,000 = 20,867,311$
利子所得 _____ 0	普通預金利子 172 (源分) 私募公社債投資信託 17,452 (源分) 2
配当所得 _____ 283,500	中間配当金 126,000 期末配当金 157,500
給与所得 2 _____ 2,382,080	1 収入金額 3,652,600 2 給与所得控除額 $3,652,600 \times 20\% + 540,000 = 1,270,520$ 3 所得金額 $3,652,600 - 1,270,520 = 2,382,080$
雑所得 2 _____ 11,524	組合債 1,524 株主優待券 10,000

一時所得 _____ 0	
退職所得 [2] 14,400,000	1 収入金額 16,000,000 2 退職所得控除額 $400,000 \times 4 = 1,600,000$ ※ 3年11か月 ⇒ 4年(1年未満切上) 3 所得金額 $16,000,000 - 1,600,000 = 14,400,000$
非課税所得	納税準備預金の利子で租税納付目的引き出しに係るもの } [2] 平成29年1月15日に受領した宝くじの当せん金
総所得金額 _____ 23,544,415	$20,867,311 + 283,500 + 2,382,080 + 11,524 = 23,544,415$

2 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
社会保険料控除額 <u>2</u> 1,736,000	$462,800 + 1,273,200 = 1,736,000$
小規模企業共済等 掛金控除額 <u>840,000</u>	
生命保険料控除額 <u>2</u> 50,000	$120,000 > 100,000 \therefore 50,000$
地震保険料控除額 <u>26,500</u>	$26,500 \leq 50,000 \therefore 26,500$
配偶者控除額 <u>0</u>	青色事業専従者のため非該当
配偶者特別控除額 <u>0</u>	青色事業専従者のため非該当
扶養控除額 <u>2</u> 630,000	長女 $836,320 - 650,000 \leq 380,000 \therefore$ 該当 630,000 長男 16歳未満のため非該当
基礎控除額 <u>380,000</u>	
所得控除額合計額 <u>3,662,500</u>	

3 課税される所得金額等の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
課税総所得金額 <u>19,881,000</u>	23,544,415－3,662,500＝19,881,000 (千円未満切捨)
課税退職所得金額 <u>14,400,000</u>	 (千円未満切捨)

4 税額等の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
課税総所得金額に対する税額 5,156,400	$19,881,000 \times 40\% - 2,796,000 = 5,156,400$
課税退職所得金額に対する税額 3,216,000	$14,400,000 \times 33\% - 1,536,000 = 3,216,000$
課税総所得金額に対する税額及び 課税退職所得金額に対する税額の 合計額 8,372,400	$5,156,400 + 3,216,000 = 8,372,400$
配当控除額 2 14,175	$283,500 \times 5\% = 14,175$
差引所得税額 (基準所得税額) 8,358,225	$8,372,400 - 14,175 = 8,358,225$
復興特別所得税額 175,522	$8,358,225 \times 2.1\% = 175,522$
所得税及び復興特別所得税の 申告納税額 8,533,747	$8,358,225 + 175,522 = 8,533,747$
源泉徴収税額 2 3,470,517	$16,000,000 \times 20.42\% + 159,900 + 126,000 \times 15.315\% + 157,500 \times 15.315\%$ $= 3,470,517$
所得税及び復興特別所得税の 申告納税額 5,063,200	$8,533,747 - 3,470,517 = 5,063,200$ (百円未満切捨)
所得税及び復興特別所得税の 予定納税額 (第1期分・第2期分) 2 3,240,000	$1,620,000 \times 2 = 3,240,000$
所得税及び復興特別所得税の 第3期分の税額 1,823,200	

問2

1 各種所得の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
事業所得 1,234,567	
不動産所得 △417,856	
給与所得 4,682,400	
譲渡所得 (1) 総合課税 2 △1,005,638	$\overset{\text{総 短}}{720,000} - \overset{\text{総 長}}{1,725,638} = \triangle 1,005,638 \text{ (総合長期)}$ ※ 妻の宝石(母から贈与を受けたもの)の盗難損失は、妻本人で生活に通常必要でない資産の損失の控除の特例を適用するが、妻に譲渡所得がないため、翌年に繰越す
(2) 分離課税 2,069,000	$\overset{\text{分 長}}{3,752,000} - \overset{\text{分 短}}{1,683,000} = 2,069,000 \text{ (分離長期)}$
一時所得 1,346,000	$\overset{\text{特別 控除}}{1,846,000} - 500,000 = 1,346,000$
雑所得 68,500	

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
総所得金額 6,083,470	(1) 不動産所得の損益通算 $1,234,567 + 4,682,400 + 68,500 - (417,856 - 345,678) = 5,913,289 \quad \boxed{2}$ (2) 総合長期譲渡所得の損益通算 $1,346,000 - 1,005,638 = 340,362 \quad \boxed{2}$ (3) $5,913,289 + 340,362 \times \frac{1}{2} = 6,083,470$
長期譲渡所得の金額 2,069,000	

2 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
雑損控除額 <u>0</u>	1 損失の金額 (判定) $0 \leq 380,000$ 妻の盗難損失は適用あり $500,000 + 72,000 + 127,000 = 699,000$ 2 ※ 母の詐欺による損失は、雑損控除適用なし 2 足切限度額 $(6,083,470 + 2,069,000) \times 10\% = 815,247$ 3 雑損控除額 $699,000 - 815,247 < 0 \quad \therefore 0$
雑損控除以外の 所得控除額 2 <u>2,443,600</u>	$1,683,600 + 380,000 + 380,000 = 2,443,600$ ※ 1 配偶者控除 $0 \leq 380,000 \quad \therefore \text{該当} \quad 380,000$ ※ 2 扶養控除 $1,365,000 - 1,200,000 \leq 380,000 \quad \therefore \text{該当} \quad 380,000$
所得控除額合計 <u>2,443,600</u>	

3 課税される所得金額の計算

(単位：円)

区 分 及 び 金 額	計 算 の 過 程 ・ 留 意 点
課税総所得金額 <u>3,639,000</u>	6,083,470－2,443,600＝3,639,000 (千円未満切捨)
課税長期譲渡金額 <u>2,069,000</u>	 (千円未満切捨)

▶解答への道◀

問1について

【資料Ⅰ】

退職金については役員としての勤務期間が5年以下(3年11か月)であるため、特定役員退職手当等に該当し、2分の1課税の対象とならない。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していないため、退職金の額の20.42%が源泉徴収税額となる。

【資料Ⅱ】

1 賃貸料収入、共益費収入

契約上、当月分の賃料を当月末までに受けることとされており、前受収益等の経理をしていないため、契約による支払日基準により収入計上する。

したがって、203号室入居者からの未収分は、賃貸料収入及び共益費収入に追加計上し、301号室入居者からの前受分は、賃貸料収入及び共益費収入から控除する。

2 固定資産税

未払いのものであっても債務の確定しているものは必要経費に算入できるため、第4期分の固定資産税は必要経費に算入する。

3 減価償却

(1) 建物は、平成19年3月31日以前取得であるため、旧定額法により償却する。

(2) 給排水設備は、本年1月1日現在の未償却残額が、取得価額の5%以下であるため、5分の1均等償却(2年目)する。

(3) アスファルト舗装は、償却可能限度額(年初未償却残額－取得価額×5%)に達するため、償却可能額まで償却する。

(4) ノートパソコンは、取得価額が30万円未満であるため全額必要経費に算入する。

4 青色事業専従者給与

甲の妻に係る青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当な金額であると考えられるため、必要経費に算入する。

【資料Ⅲ】

1 利子等について

(1) 私募公社債投資信託の収益の分配金は、利子所得で源泉分離課税となる。

(2) 不動産賃貸料収入用口座の普通預金利子は、利子所得で源泉分離課税となる。

(3) 納税準備預金の利子は、租税納付目的以外の引出しをしていないため、非課税となる。

(4) 組合債の利子は、雑所得で総合課税となる。

2 配当等について

(1) 上場株式の配当金は、問題指示により総合課税とし、配当控除の適用がある。

なお、中間配当金及び期末配当金とも配当等の額の15.315%が源泉徴収税額となる。

(2) 株主優待券は、剰余金処分等の経理をしていないため、雑所得で総合課税される。

3 宝くじの当選金

宝くじの当選金は非課税とされる。

【資料Ⅳ】

1 生命保険料控除

旧生命保険料控除のみで、4万円を超える控除額が算定されるため、旧生命保険料控除のみを適用する。

2 同一生計親族に関する事項

(1) 甲の妻

青色事業専従者に該当するため、控除対象配偶者に該当しない。

(2) 甲の長女

年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族であるため、特定扶養親族に該当する。

(3) 甲の長男

年齢が16歳未満の扶養親族であるため、扶養控除の適用はない。

3 予定納税額

予定納税額は、支払の有無に関係なく控除する。

問2について

【資料Ⅰ】

1 乙の妻

合計所得金額が38万円以下であるため控除対象配偶者に該当する。

2 乙の母

合計所得金額が38万円以下であるため控除対象扶養親族に該当する。

3 乙の母の投資詐欺による損失は、災害、盗難又は横領による損失に該当しないため雑損控除の対象とならない。

4 乙の妻の盗難損失のうち、時価が30万円を超える宝石（結婚前に母から贈与を受けたもの）は、生活に通常必要でない資産であるため、雑損控除の対象とならない。

また、生活に通常必要でない資産に係る盗難損失は、所有者の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなされるため、乙の譲渡所得の金額の計算上控除することはできない。

【資料Ⅱ】

1 不動産所得

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子相当額は、損益通算の対象とならない。

2 譲渡所得

総合短期及び総合長期、分離短期及び分離長期それぞれ内部通算し、内部通算後の総合長期の譲渡損失は一時所得の金額と損益通算する。

なお、一時所得の金額は、50万円特別控除後に総合長期の損失と損益通算し、損益通算後に2分の1をする。

●おわりに

合格ボーダーラインは、第一問が34点前後、第二問が34点前後、合計68点前後と考えられる。

合格確実ラインは、第一問が40点前後、第二問が40点前後、合計80点前後と考えられる。

\ 夏だ税っ! /

2016 **夏**

就職情報も
手に入る!



税理士 オープンフェス

8/13(土)開催! P1~2

第66回税理士試験 解答解説会

8/20(土)・21(日)・27(土)・28(日)

9/3(土)開催! P3~6

税理士オープンセミナー

こんな仕事もできる!
税理士の魅力を再発見!
実務家セミナー

科目が違えば、攻略法も違う!
税法科目攻略セミナー

リクルートセミナー
プロの分析
2016年夏の就職状況

あなたにピッタリの「ミニ税法」が見つかる!
ミニ税法科目攻略セミナー

誰もが通る必須科目の会計科目攻略法!
効率的学習法もご紹介!
会計科目攻略セミナー

他校生・独学の方、
受験を検討中の方も
お気軽にご参加ください!

参加無料 予約不要

【参加特典】

入会金 **¥10,000** 免除券
プレゼント!

講師に直接相談! 個別学習相談会・電話学習相談

複数日設定! P1~2、P5~7

※「個別学習相談会」は、「税理士試験解答解説会」「税理士オープンセミナー」当日も実施いたします!